空き家所有者の方へ

那須町特定空家等解体費補助金

那須町では周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した空き家を解体する場合に
解体費用の一部を予算の範囲内で助成します

特定空家と判定された
空き家を解体すると **最大50万円** の補助金が出ます！

特定空家等とは？

そのまま放置すれば周囲へ衛生上・保安上の
危険があると判断された空き家のことです。
特定空家等の認定については町が行います。

補助金額

解体工事費用の２分の１
（補助金額上限額 50 万）
予算の範囲内で交付します。

対象となる空き家

・空き家の所有者または相続した者であること
・那須町内に存する特定空家等であること
・町税等の滞納がないこと
・不動産業を営む者が所有する建物でないこと
・所有権以外の権利が設定されていないこと
・町内に事務所を有する業者が工事を行うこと

※詳細は「移住・定住」に関する助成・補助金制度一覧、特定空家等解体費補助金交付要綱をご確認ください。

特定空家対象例

対象物件Ａの場合

- 公道に面している物件
- 屋根の破損、屋根ふき材が剥落している
- 外壁・基礎・土台のひび割れ、門・塀が傾斜している
- 立ち木等が建物の全面を覆う程まで繁茂している





この物件は公道に面しており、倒壊した場合に通行する車両等に悪影響が予見され、
切迫性があるため、対象となる可能性があります。
このように建物の状態だけではなく、その建物がどこに建っているのか、保安上危険
となるおそれや、衛生上有害となるおそれなどが対象のポイントになります。
全てが上記と同じように該当するわけではありませんので、お持ちの空き家が対象に
なるか不明な場合は、まず事前調査の申込をお願いします。

那須町役場 ふるさと定住課　住宅政策係
電話：0287-72-6955　　メール：teijyu@town.nasu.lg.jp